

- (b) 本項は、2015年1月1日まで有効とし、2015年1月1日までに法律が制定されない限り、その期日を削除または延長する。
法律の他の規定にかかわらず、この章を廃止することは、カリフォルニア州議会の政策委員会による審議を経て歯科衛生委員会の決定と解釈する。

1902

本条項では

- (a) 「歯科衛生委員会」はカリフォルニア州歯科衛生委員会のことである。
(b) 「歯科審議会」はカリフォルニア州歯科審議会のことである。
(c) 「直接の指導の下」とは歯科医師の指導の下に行う処置のことであり、その際、歯科医師は同じ施設内にいなくてはならない。
(d) 「一般的な指導の下」とは歯科医師の指導の下に行う処置のことであり、その際、歯科医師は同じ施設内にいなくてもよい。
(e) 「歯口清掃」とは予防的な歯科治療のことであり、歯肉縁上および歯肉縁下の歯石、やわらかい付着物、歯垢、着色を完全に除去し、歯面を滑沢にすることで、細菌のデブライドメントを行うことである。この治療は患者の硬組織および軟組織を健全な状態に保つために行われる。

1902.1

歯科医療における免許、規制、懲戒の権限を執行するにあたって、歯科衛生委員会は住民の保護を最優先しなければならない。

住民の保護は全ての事柄に対し最優先されなければならない。

1903

- (a) (1) 歯科衛生委員会は、知事が任命する9名により構成される。
4名は公益委員、1名はカリフォルニア州歯科医師免許を保持する一般歯科医または公衆衛生に携わる歯科医師、4名はカリフォルニア州登録歯科衛生士免許の保持者とする。
登録歯科衛生士のうち、1名は代替診療登録歯科衛生士または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許保持者でなければならない。1名は歯科衛生士教育に携わる者でなければならない。2名は登録歯科衛生士でなければならない。
任命以前の5年以内に本章の規定に基づく免許を保持している者あるいは歯科関連事業における経済的利害関係をもつ公益委員を任命してはならない。
(2) 本副項では、公衆衛生に携わる歯科医師とは、次のいずれかで診療に従事する者をいう。
(A) 安全衛生法第1204項で規定されたプライマリケア診療所
(B) 安全衛生法第1206項副項(c)の規定により免許の免除されたプライマリケア診療所
(C) 公立病院や保健制度により所有または運営される診療所。
(D) 福祉施設法の第17000項における郡政府との契約を交わした病院が病院が所有、運営する診療所。
(b) (1) 第(2)節で指定されている場合を除き、歯科衛生委員会の委員の任期は、4年とする。委員は後継者が任命されない場合、任期満了後1年経過するまで在職する。
(2) 2012年1月1日より任期が始まる委員のうち、公益委員2名、一般歯科または公衆衛生に携わる歯科医師、代替診療登録歯科衛生士または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許保持者および歯科衛生士教育に携わる者を除く2名の登録歯科衛生士については2年を任期とし、2014年1月1日に任期満了とする。
(c) 他の法律や副項(e)の規定にかかわらず、知事は任期満了後でも以前の委員を任命することができる。
(d) 歯科衛生委員会から委員長、副委員長、書記を選出する。
(e) 歯科衛生委員会の委員は連続して2期以上任命してはならない。
(f) 歯科衛生委員会に欠員が出た場合、残りの任期までの欠員を補充する。
(g) 歯科衛生委員会の委員は、第103節に定める日当や経費が支給される。
(h) 知事は、この章で記載された義務に対する怠慢、能力の欠落、専門家として不適切、または不名誉な行為があった場合、いつでも委員を解任することができる。
(i) 歯科衛生委員会は理事の承認を得て、公務を免除された者に対し、執行役員として任命された者が本条項で規定された職務を全うするための権限を与える。
(j) 本項は、2015年1月1日まで有効とし、2015年1月1日までに法律が制定されない限り、その期日を削除または延長する。

1904

歯科衛生委員会は、年に2回以上会議を行い、必要に応じて追加の会議を行う。

1905

- (a) 歯科審議会は次の業務を行う
(1) 承認の申請を受けた登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の教育プログラムについて、歯科衛生委員会の条例に基づき評価および許可の可否を決定する。2009年6月30

日までに歯科審議会が認定した教育プログラムは、歯科衛生委員会によって承認されたものとみなす。歯科認定委員会による承認も同等とみなす。

- (2) 歯科衛生委員会の条例に基づき登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の教育プログラムの承認を撤回または取り消す。教育プログラムが歯科認定委員会による試用期間にあった場合、歯科衛生委員会はその承認を撤回または取り消すことができる。
- (3) 登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士に関する申請書および手数料の納付、免許の発行および更新、免許書の申請から発行までの手続きについて記録し、法令および条例に照らし合わせて、免許の要件を満たしているか否かを再評価する。
- (4) 本条項に基づき免許試験が適切であるかを判断する。歯科衛生委員会の条例に基づき、試験の作成および運営を行う。
- (5) 本条項に基づき、実際の支出額を超えないよう、手数料の金額を決定する。
- (6) 本条項に基づき生涯教育の要件を決定、実施。
- (A) (i) 歯科衛生委員会は、本章で規定された免許保持者が免許取得後に進展した歯科衛生士の業務内容について、歯科衛生委員会の承認した生涯教育を受けることが公衆衛生および保健上必要と判断した場合、2年ごとの更新の条件として課すことができる。
- (ii) 歯科衛生委員会は、本項の規定が遵守されない限り、2年ごとの更新時に免許停止できるよう条例の採択、修正、廃止を行う。
- (B) 歯科衛生委員会は、免許更新の条件として、歯科衛生委員会の条例に定めた特定の分野についての継続学習を受けることを掲げることができる。歯科衛生委員会は、患者のケア、健康と安全、法と倫理を一般的必須科目とする。
歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許更新に必要とされる必須科目は7.5時間以下とする。歯科衛生委員会が定める必須科目は副項(A)に定める継続学習の履修単位とする。
- (7) 本条項の規定により免許の発行拒否、停止、取り消しなどを実行する。
本項は、カリフォルニア州行政法第2編第3段第2部第5章（第11500～）に準拠して実施されるものとし、歯科衛生委員会は、そこに付与されたすべての権限を有する。
- (8) 歯科審議会に対し業務範囲に関する勧告を行う。
- (9) 登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士が行う登録歯科助手の指導範囲について本章の規定が実施されるよう規則および条例の採択、修正、廃止を行う。
- (b) 歯科衛生委員会は、その職務を全うする上で、必要に応じて調査委員、事務員などを採用することができる。

1905.1

歯科衛生委員会は、2010年1月1日まで、本条項の実施を歯科審議会に委託する。2010年1月1日より、歯科衛生委員会は、本条項の規定に基づく申請者および免許保持者の調査を歯科審議会に委託する。

1905.2

第1905項副項(a)(8)の規定に基づき歯科衛生委員会が歯科審議会に対し業務範囲に関する勧告を行った場合、歯科審議会は90日以内にその勧告を承認、修正、否決しなければならない。歯科審議会が勧告を否決または著しい変更を加えた場合、歯科衛生委員会は書面でその理由を提出するよう求めることができ、歯科審議会はその要求に対し30日以内に書面で提出しなければならない。

1906

- (a) 歯科衛生委員会は本条項の規定が実施されるよう条例の採択、修正、廃止を行う。
- (b) 歯科衛生委員会で採択されたすべての条例は、カリフォルニア州行政法第2編第3段第1部第3.5章（第11340項～）に準拠していなければならない。
- (c) 本条項で規定されている場合を除き、歯科医師または歯科診療所の運営に関する要件あるいは禁止事項を課してはならない。
- (d) 本条項の規定に反しない限り、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士に適用される歯科審議会の条例は、歯科衛生委員会が他の条例を採択するまで有効とする。登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士に適用されるすべての条例において「歯科審議会」は歯科衛生委員会と同義である。

1907

登録歯科衛生士は第1914項から第1908項の規定に加え、以下の業務を行うことができる

- (a) 登録歯科助手に許可されているすべての業務。
- (b) 2005年12月31日以前より登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許を保持していた者は本章で規定された登録歯科助手に許可されている業務を行うことができる。
2006年1月1日以降に登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許を受けた者は、本章で規定された登録歯科助手に許可されている業務を行うために登録歯科助手の免許が必要である。

1908

- (a) 歯科衛生士の業務には口腔衛生状態の評価および改善、口腔ケアの計画立案および実施が含まれる。その他に口腔保健教育、カウンセリング、検診が含まれる。
- (b) 歯科衛生士の業務として以下の内容は行ってはならない。
 - (1) 診断および包括的な治療計画立案。
 - (2) 最終補綴物の調整、合着または除去。
 - (3) 抜歯や軟組織の切断や縫合を含む、軟組織あるいは硬組織の切削などの外科的処置。
 - (4) 薬の処方。
 - (5) 亜酸化窒素および酸素の投与、第 1909 項で規定された局所麻酔を除き、局所あるいは全身麻酔、経口または非経口意識下鎮静を行う。

1909

登録歯科衛生士は、以下の内容について歯科衛生委員会認定の研修修了証を提出した場合、登録歯科衛生士は歯科医師の直接の指導の下、以下の業務を行うことができる。

- (a) 軟組織の搔爬。
- (b) 局所麻酔。
- (c) 亜酸化窒素および酸素の投与。

1909.5

2009年7月1日以降歯科衛生士の業務範囲に追加された歯科医師の直接の指導の下に行う業務に関する研修は、歯科衛生委員会によって歯科審議会へ承認を求めなければならない。

1910

登録歯科衛生士は、歯科医師の一般的な指導の下、以下の業務を行うことができる。

- (a) 歯口清掃、スケーリング、ルートプレーニングを含む予防処置。
- (b) 齲蝕と歯周病を抑制する薬剤の局所および歯肉縁下への貼薬。
- (c) ホワイトニング用トレーの印象採得およびレーザー以外の光照射器による照射
- (d) オフィスホワイトニング用トレーの印象採得および装置の装着。

1911

- (a) 登録歯科衛生士は歯科医師の指導なしでも教育、口腔保健プログラム、歯科検診を行うことができる。
- (b) 登録歯科衛生士は検診で異常が見つかった場合、歯科医師に診断および包括的な治療計画立案を依頼する。
- (c) 連邦政府、州、郡、または地方の保健制度により行われる公衆衛生プログラムにおいて、登録歯科衛生士は歯科医師の指導なしでもフッ化物の応用、小窩裂溝填塞、歯科検診などの予防処置を行うことができる。登録歯科衛生士は本副項で規定されたサービスを提供するにあたり、第三者保険などに加入することができる。

1912

登録歯科衛生士が特に指導を必要としない業務は、激しい痛みの緩和や、放置した場合に深刻な障害や患者が死亡するような状況に対する迅速な対応など、そういった緊急事態が生じることのないものである。

1913

本章で特に規定しない限り、登録歯科衛生士は本章で規定された指導の範囲に基づき業務を行うことができる。

1914

診療機器を使用するために必要な教育訓練を受けている場合において、登録歯科衛生士は本章で規定された指導の範囲に基づきそれらの診療機器を使用することができる。

1915

以下に示す場合を除き、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士および歯科医師以外の者は歯肉縁上および歯肉縁下のスケーリング、口腔衛生状態の評価、治療計画立案などの歯科衛生士の業務を行ってはならない。

- (a) 歯科大学または歯科衛生士学校の学生が正規の授業の一環として、教官の指導の下に実習を行う場合。
- (b) 歯科審議会の規則に則り、歯科助手が以下の業務を行う場合。
 - (1) 腐蝕性の薬物または噴霧薬を除く外用薬の塗布。
 - (2) フッ化物の局所応用
 - (3) ホワイトニング用トレーの印象採得。
- (c) 歯科審議会の規則に則り、登録歯科助手が以下の業務を行う場合。
 - (1) 歯面研磨。
 - (2) ホワイトニング用薬材の塗布。
 - (3) レーザー以外の光照射器によるホワイトニング。
 - (4) 小窩裂溝填塞。
- (d) 歯科審議会の規則に則り、（業務範囲が拡張された）登録歯科助手が小窩裂溝填塞を行う。

- (e) カリフォルニア州以外で免許を受けた登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士が臨床教育のために行う場合。

1916

- (a) 本条項における免許申請者は、身分証明および以下に掲げる目的のため、米連邦捜査局（FBI）および州連邦刑事司法機関にデジタルの指紋画像を提出する。
- (b) 歯科衛生委員会は州および国内での犯罪歴および逮捕歴、または保釈された、告訴を受けた、あるいは係争中の裁判がないかを照会するために指紋を司法省に提出する。
- (c) 本項に基づき司法省は連邦捜査局に犯罪歴を照会する。司法省は、米連邦捜査局（FBI）から送られた情報を確認、編集し、歯科衛生委員会へ通知する。
- (d) 司法省は刑法第 11105 項副項 (p) の規定により歯科衛生委員会へ通知しなくてはならない。
- (e) 刑法第 11105.2 項に基づき、歯科衛生委員会は法務省より逮捕歴の通知を受ける。
- (f) 指紋情報は刑法第 11105 項に準拠して使用され、第 1.5 段（第 475 項～）および第 1943 項に基づき免許の発行拒否の対象となるかどうかを判断する。
- (g) 司法省は、本項の規定を実行するために必要な経費を請求する。

1917

歯科衛生委員会は、次に掲げる要件をすべて満たす者に登録歯科衛生士免許を与える。

- (a) 学位授与機構である高等教育機関が行い、歯科認定委員会によって承認された登録歯科衛生士の教育プログラムを修了。
- (b) カリフォルニア州の臨床試験、西部地域審査委員会が行う歯科衛生士試験、または歯科衛生委員会により承認されたその他の歯科衛生士臨床試験に合格。
- (c) 歯科衛生士国家試験に合格。
- (d) 歯科衛生委員会が規定するカリフォルニア州法および倫理試験に合格。
- (e) 申請書および手数料を歯科衛生委員会に納付。

1917.1

- (a) 次に掲げる要件をすべて満たす場合、歯科衛生委員会は臨床試験を受けていない者に免許を与える。
 - (1) 申請書および手数料を歯科衛生委員会に納付。
 - (2) 別の州で発行された有効な登録歯科衛生士免許証を保持。
 - (3) 本条項に基づく申請より以前に、5 年以上年間 750 時間常勤で登録歯科衛生士として臨床に従事していた、あるいは認定された歯科衛生士教育プログラムに従事していた。

臨床経験に関しては 3 年以上臨床に従事していた旨の証明を提出し、残りの 2 年間に関しては以下の施設で歯科衛生士として勤務するための審理中の契約書を提出すること。

- (A) 安全衛生法第 1204 項 (A) に規定されるプライマリケアクリニック
- (B) 安全衛生法第 1206 項 (c) に基づき免許を免除されるプライマリケアクリニック
- (C) 公立病院や保健制度により所有または運営される診療所。
- (D) 福祉施設法の第 17000 項における郡政府との契約を交わした病院が所有・運営する診療所
- (4) 歯科衛生委員会が規定するカリフォルニア州法および倫理試験に合格。
- (5) 登録歯科衛生士または歯科医師として懲戒処分の対象となっていないこと。申請者が懲戒処分の対象となっていた場合、歯科衛生委員会は、免許証の発行を拒否すべきか判断するために、その内容を確認しなくてはならない。
- (6) 歯科認定委員会の認定を受けた歯科衛生士学校の卒業証明証。
- (7) 歯科衛生士国家試験および地方臨床試験に合格。
- (8) 申請の 5 年以内に 1 回、または 1 回以上、本章に規定された歯科衛生士試験で不合格となっていない。
- (9) 申請時に歯科衛生委員会が定めている登録歯科衛生士に必要な生涯教育を申請までの 2 年間で 25 単位以上履修していること。
- (10) その他、免許申請に関して歯科衛生委員会が課した要件
- (b) 歯科衛生委員会は、副項 (a) (3) の要件が遵守されていることを定期的に検証する。副項 (a) (3) の要件が遵守されていない場合は免許取り消しとする。
- (c) 歯科衛生委員会は本項の規定に従いカリフォルニア州以外の歯科衛生士に対し、次の内容を告知しなければならない。
 - (1) カリフォルニア州において歯科医療従事者が不足している地域
 - (2) 口腔衛生サービスの提供や教育を目的とした、非営利の診療所、公立病院、認定歯科衛生士教育プログラム
 - (d) 歯科衛生委員会はカリフォルニア州で診療に従事している登録歯科衛生士における本項の規定の有効性を評価し、2012 年 1 月 1 日までに議会の財政政策委員会へ報告しなければならない。報告書には副項 (a) の規定に基づく登録歯科衛生士の臨床経験の代替についての項目を含まなければならない。その他、報告書には以下の内容が含まれる。
 - (1) 他の州からの申請者の数。
 - (2) 他の州からの登録歯科衛生士の数、そのうち本項の規定に基づき免許を与えられた人数、および免許を与えられなかった人数とその理由。
 - (3) 本項の規定に基づき免許を与えられた登録歯科衛生士が診療に従事している場所。診療に従事する場所の区分には、医療サービスの研究で用いられる区分、その他適切な区分を用いる。

- (4) 本項の規定に基づき免許を与えられた登録歯科衛生士のうち、農村地域、登録歯科衛生士が不足している、あるいは全くいない地域、副項 (a) (3) で規定されたセーフティネットのそれぞれの場所で診療に従事する登録歯科衛生士の数
- (5) 報告書に記載された場所で本項の規定に基づき免許を与えられた登録歯科衛生士が診療に従事している期間。

1917.2

- (a) 歯科衛生委員会は、カリフォルニア州における認定歯科大学で成績優良な3年生および4年生の学生が以下の要件を満たしている場合、登録歯科衛生士の免許を与える。
 - (1) 歯科衛生委員会が規定する臨床試験、カリフォルニア州法および倫理試験に合格。
 - (2) 歯科衛生委員会が承認する歯科衛生士国家試験に合格。
- (b) 本項の規定に基づき登録歯科衛生士免許を与えられた学生はDenti-Cal、健康家族プログラムなどの行政プログラム、または所得に基づくスライド式料金システムによる歯科診療においてのみ診療を行うことができる。
- (c) 第1634項に基づく歯科医師免許を受けた時点で、本副項に基づき発行された登録歯科衛生士免許は自動的に取り消される。
- (d) 登録歯科衛生士免許は試験合格から2年間有効で更新はできない。
- (e) 副項(d)の規定にかかわらず、歯科学生がカリフォルニア州における認定歯科大学の成績が低下した場合や卒業不可となった場合は本項の規定に基づく登録歯科衛生士免許は取り消しとなる。歯科学生は歯科衛生委員会に検証の資料を提出しなければならない。
- (f) 本項の規定は、第1.2段(第473項〜)に基づき再評価を行うものとする。ただし、再評価は財政上の実現可能性と歯科衛生委員会への影響について行うものとする。
- (g) 本項は、2014年1月1日をもって無効とする。

1918

歯科衛生委員会は、以下の要件のすべてを満たしている者に(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士の免許証を与える。

- (a) カリフォルニア州における登録歯科衛生士免許を保持。
- (b) 歯科大学の直接の指導の下、提携施設で歯科衛生委員会が承認する臨床研修を修了。
- (c) 歯科衛生委員会が課す試験に合格。
- (d) 申込書および手数料を歯科衛生委員会に納付。

1920

- (a) 2009年7月1日時点で(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士免許証または代替診療登録歯科衛生士の有効な免許を保持する者で登録歯科衛生士免許を持たない者には登録歯科衛生士免許が発行される。
- (b) 本項の規定に基づき発行された登録歯科衛生士免許は登録歯科衛生士免許、(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士免許および代替診療登録歯科衛生士免許すべて同じ日が有効期限であって、更新の対象となり、法律および規則の定めるところの要件が課される。

1921

法律で許可された他の業務に加えて、(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士および代替診療登録歯科衛生士は登録歯科衛生士に許可されているすべての業務を行うことができる。

1922

歯科衛生委員会は、歯科衛生委員会が規定するカリフォルニア州法および倫理試験に合格し、申請書および手数料を歯科衛生委員会に納付し、かつ以下のいずれかの要件を満たす者に対し、代替診療登録歯科衛生士免許を与える

- (a) カリフォルニア州登録歯科衛生士免許保持者で次の要件を満たす
 - (1) 教育あるいは公衆衛生サービスを含め、第1908項で規定された場所で登録歯科衛生士として直近の36か月以内に2000時間以上診療に従事。
 - (2) 大学あるいは、合衆国教育省公認の国また地域の認定機関の認定を受けた高等教育機関において学士に相当し、歯科衛生委員会が規則で定めた内容で、歯科医療や歯科衛生士の業務だけでなく、老年医学や救急医療、経営管理、業務管理を含んだ150時間以上の補講を受講。
- (b) 安全衛生法第107段第3部第3章第1条(第128125項〜)の規定に基づきカリフォルニア州保健計画開発局が行うヘルスマンパワーパイロットプロジェクトNo.155の就職内定通知

1924

ヘルスマンパワーパイロットプロジェクト(HMPP)を通して、所定の科目を履修し、登録歯科衛生士免許を受けた者で、HMPPにより1997年6月30日以前に自身の診療所を設立した者は第1922項の要件を満たしたものとし、歯科医師に診療所を売却せず、第1922項、第1925項、第1926項、第1927項、第1928項、第1930項、第1931項および第1929項副項(b)の規定に従い、自分で診療を行う限り、現在行っている診療を継続することの承認を受けなければならない。

1925

代替診療登録歯科衛生士は第 1907 項副項 (a)、第 1908 項副項 (a)、第 1910 項副項 (a) および (b) の規定に従い、歯科医師または別の代替診療登録歯科衛生士の従業員として、独立した契約者として、個人事業主として、安全衛生法第 1204 項で規定されたプライマリケアクリニックおよび特別診療所の従業員として、安全衛生法第 1206 項に基づき免許を免除されるプライマリケアクリニックの従業員として、公立病院や保健制度により所有または運営される診療所の従業員として、福祉施設法の第 17000 項における郡政府との契約を交わした病院が所有・運営する診療所の従業員として診療を行うことができる。

1926

代替診療登録歯科衛生士は、以下の場所で第 1907 項副項 (a)、第 1908 項副項 (a)、第 1910 項副項 (a) および (b) に規定された業務を行うことができる。

- (a) 通院不可能な在宅者の家。
- (b) 学校。
- (c) 住居施設など。
- (d) カリフォルニア州保健計画開発局の発表による歯科医療従事者が不足している地域。

1927

代替診療登録歯科衛生士は、次のことを行ってはならない

- (a) 口腔衛生状態の評価および口腔ケアプランの立案以外で、歯科衛生士の業務範囲を超えた診断および治療が可能であるように思わせること。
- (b) 代替診療登録歯科衛生士が登録歯科衛生士を雇用し、患者に直接サービスを提供させること。

1928

代替診療登録歯科衛生士は、本条項に基づいて行う診療行為に対し、第三者保険などに加入することができる。

1929

- (a) 代替診療登録歯科衛生士は診療補助のために、他の登録歯科衛生士を雇用することができる。
- (b) 代替診療登録歯科衛生士はバキューム介助のために歯科助手を雇用し、指導することができる。

1930

代替診療登録歯科衛生士は 1 人以上の歯科医師と依頼、相談、緊急時の対応について連携していることを歯科衛生委員会に報告しなくてはならない。

1931

- (a) (1) 代替診療歯科衛生士はカリフォルニア州の免許を有する歯科医師、内科医師または外科医師の診査結果を受けずに患者に診療を行うことができる。
- (2) 診療開始から 18 カ月以上同じ患者に診療を行う場合、代替診療歯科衛生士はカリフォルニア州の免許を有する歯科医師、内科医師または外科医師によってその患者の診断書を受けなくてはならない。診断書には副項 (b) に規定された口腔ケアに対する処方を含まなければならない。本項あるいは副項 (b) に従わない場合は、職業倫理に反する行為とみなす。
- (b) 代替診療登録歯科衛生士は、カリフォルニア州の免許を有する歯科医師、内科医師または外科医師によって指示された処方に基づいて患者に口腔ケアをおこなう。指示された内容は処方した歯科医師、内科医師または外科医師の判断に基づき、2 年を超えない範囲で有効とする。
- (c) 歯科衛生委員会は、歯科医師、内科医師または外科医師の処方を受けずに患者に対し、本項の規定に基づく診療を行っているとは判断した場合、代替診療登録歯科衛生士に対し診療の差し止め命令を行う

1932

- (a) 歯科衛生委員会は、その独自の裁量により、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許の要件をすべて満たした申請者に対し、仮免許を発行することができる。歯科衛生委員会が仮免許を発行する条件は以下の通りである。
 - (1) 試験を正常に終了した。
 - (2) 医学的又は心理学的な診断書を提出。
 - (3) 医学的又は心理学的治療を継続している。
 - (4) アルコールや薬物の使用を控える。
 - (5) アルコールあるいは薬物乱用の検査を受ける。
 - (6) 歯科衛生委員会が承認したリハビリプログラムに継続的に参加。
 - (7) 診療状況を制限。
 - (8) 生涯教育を履修。
 - (9) 雇用者または雇用状況の変更を歯科衛生委員会に通知する。
 - (10) 保護観察に従う。
 - (11) 歯科衛生士業務に関するすべての法令を遵守。
 - (12) 指定された人物の指導の下に診療を行う。

- (b) 仮免許期間は3年までとし、免許取得者は、歯科衛生委員会に仮免許の終了、または仮免許の内容変更を申請する。
- (c) 本項に基づく手続は、カリフォルニア州行政法第2編第3段第2部第5章（第11500～）に準拠して実施されるものとし、歯科衛生委員会は本章で付与されたすべての権限を有する。

1933

申請および手数料の納付により免許証が発行される。申請には免許証の紛失または破損を証明する宣誓供述書または宣言書を添付しなければならない。

1934

住所変更した場合、免許保持者は変更から30日以内に歯科衛生委員会に通知しなければならない。免許保持者が氏名変更する場合、10日以内に変更書類を歯科衛生委員会に提出しなければならない。

1935

特別な免除を除いて、本章の規定に基づいて発行された免許は、更新されない限り2回目の誕生日の深夜12時に失効する。有効期限前の免許証を更新する場合、免許保持者は有効期限までに歯科衛生委員会が規定する様式で申請し、更新料を支払わなければならない。

1936

本条項で規定されている場合を除き、有効期限後の免許証は、5年以内であれば歯科衛生委員会の定める所定の様式で申請し、未収の更新料および延滞料を納付することによりいつでも更新することができる。有効期限を過ぎた免許を更新する場合、更新の条件として、本条項で規定する延滞料を納付しなければならない。本項の規定に基づき更新する場合は、更新申請書の提出、更新料および延滞料の納付、すべてが完了した日をもって免許証が有効となる。このように更新した場合、第1935項に規定された有効期限まで免許証は有効となる。

1936.1

- (a) 歯科衛生委員会は、本条項で規定された免許保持者が免許取得後に進展した歯科衛生士の業務内容について、歯科衛生委員会の承認した生涯教育を受けることが公衆衛生および保健上必要と判断した場合、2年ごとの更新の条件として課すことができる。歯科衛生委員会は、本項の規定が遵守されない限り、2年ごとの更新時に免許の取り消しができるよう条例の採択、修正、廃止を行う。
- (b) 歯科衛生委員会は、免許更新の条件として、歯科衛生委員会の条例に定めた特定の分野についての継続学習を受けることを掲げることができる。歯科衛生委員会は、患者のケア、健康と安全、法と倫理を一般的必須科目とする。免許更新に必要なとされる必須科目は7.5時間以下とする。歯科衛生委員会が定める必須科目は副項(A)に定める継続学習の履修単位とする。
- (c) 本項で定める講習の開催者は、歯科衛生委員会によって承認されなければならない。歯科審議会が承認した開催者は、歯科衛生委員会によって承認されたものとみなす。

1937

免許停止中でも有効期限に対して本条項に基づく更新を行わなければならない。ただし、更新は免許の再交付ではなく、停止処分が取り消されるまで免許により許可された業務に従事すること、および停止処分となった判決や命令に背く行為はできない。

1938

免許取り消しの場合、本条項で規定された有効期限に対して更新できない場合がある。有効期限後に免許証の再交付を受ける場合、正規の更新に必要な更新料に取り消しの時点からの延滞料が発生する場合はそれを加算した額の再交付手数料を納付しなければならない。

1939

有効期限後5年以内に更新されなかった免許は更新、再交付、再発行はできない場合がある。本条項で規定された新規の免許申請の要件を満たせば新しい免許証が発行される。

1940

- (a) 自らの意思で免許停止する場合は、歯科衛生委員会が定める様式で申請する。
- (b) 停止した免許を元に戻す場合は、申請までの2年間に本条項で定める生涯教育を履修した証明書を添付して、歯科衛生委員会が定める様式で申請する。
- (c) 免許を停止している間も免許保持者は2年ごとの更新料を歯科衛生委員会に納付しなければならない。
- (d) 歯科衛生委員会は、免許の停止あるいは元に戻すための申請書を受け取ってから30日以内にその申請書が受理されたかを申請者に通知する。申請書に不備があった場合は修正箇所を通知する。

1941

本条項では登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、および（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の教育が高水準に保たれるために、歯科衛生委員会がその教育プログラムの承認、更新を行うものとする。

1943

- (a) 免許発行前であれば、歯科衛生士委員会は以下に該当する場合、登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、および（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の受験申請を拒否することができる。
- (1) 申請者が本法における免許停止または取り消しに該当する行為をした、あるいは第 480 項の規定により、免許申請の拒否に該当する。
- (2) 申請者が本章の規定に基づき免許を必要とする行為をした、あるいは教唆、幫助した。
- (3) カリフォルニア州法に準拠した内容で、他の州または準州で免許の停止または取り消しとなっている。
- (b) 本項は、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章（第 11500～）に準拠して実施されるものとし、歯科衛生士委員会は、そこに付与されたすべての権限を有する。

1944

- (a) 歯科衛生士委員会は、決議により登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、およびおよび（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許に関連する手数料の額を定めなければならない。
- 歯科審議会が 2009 年 6 月 30 日の決議により定めた登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、および（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許に関連する手数料の額は歯科衛生士委員会によって変更されるまで有効とする。手数料の限度額を以下に示す。
- (1) 免許申請料は 20 ドル（\$20）以下とする。2010 年 1 月 1 日以降、免許申請料は 50 ドル（\$50）以下とする。
- (2) 登録歯科衛生士免許の受験料は試験の実費を超えてはならない。
- (3) 第 3 学年および第 4 学年の歯科学生に対する登録歯科衛生士免許の受験料は試験の実費を超えてはならない。
- (4) （業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士免許の受験料は試験の実費を超えてはならない。
- (5) 代替診療登録歯科衛生士免許の受験料は試験の実費を超えてはならない。
- (6) 2 年ごとの更新料は、80 ドル（\$80）を超えてはならない。
- (7) 延滞料は 25 ドル（\$25）または更新料の半分以下のいずれか高い金額とする。滞納した場合、延滞料を含むすべての手数料を支払い、本条項で定めた要件をすべて満たした場合に免許証が再交付される。
- (8) 破損や紛失などにより、免許証を再発行する場合、あるいは氏名の変更が生じた場合の手料は 25 ドル（\$25）または更新料の半分以下のいずれか高い金額とする。
- (9) 歯科衛生士委員会が委託した機関、私立短大・職業教育審議会、あるいはカリフォルニア州立大学学長室による認定がなされていない歯科衛生士の教育プログラムについて、カリキュラムの見直しおよび施設の評価を行う際に必要な手数料は 1,400 ドル（\$1,400）を超えないものとする。
- (10) 歯科衛生士委員会が委託した機関、私立短大・職業教育審議会、あるいはカリフォルニア州立大学学長室による認定がなされていない各研修の承認申請に関わる審査手数料は 300 ドル（\$300）を超えてはならない。
- (11) 生涯教育の開催者への手料は、年間 500 ドル（\$ 500）を超えてはならない。
- (12) 第 1962 項に基づき発行された許可証に関する手数料は以下の通りである。
- (A) 許可証発行手数料は許可証発行直前の申請者の歯科衛生士免許更新料と同額とする。
- (B) 許可証の有効期限がその発行後 1 年以内に切れる場合、許可証発行手数料は許可証発行直前の免許更新料の半額とする。
- (b) 歯科衛生士委員会が定める更新料および延滞料は 5 ドル（\$ 5）以上とし、本条項の規定に基づく更新料の金額を超えてはならない。
- (c) 本項に基づき歯科衛生士委員会が定める手数料は行政法事務局の承認を必要としない。
- (d) 本項に基づく手数料は歯科衛生士委員会が徴収し、カリフォルニア州歯科衛生士基金に積み立てられる。基金の積立金は年間予算として議会在が計上し、本条項の実施に使用される。
- (e) 登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、および（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許に関連した手数料や費用のうち、本項に規定されていないものを歯科衛生士委員会が徴収してはならない。

1947

本章および本条項に基づき発行された登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、および（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許は本章の規定に基づき、停止あるいは取り消し処分の対象となった場合、歯科衛生士委員会がその免許を停止あるいは取り消す。

1949

免許保持者がその資格に不適格、重大な過失あるいは過失を繰り返した場合、職業倫理に反する行為、誤って免許証が発行された場合、その他本章の規定に該当する場合、歯科衛生士委員会が免許の失効、一時停止、懲戒処分または保護観察を行う。本条項は、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章（第 11500～）に準拠して実施されるものとし、歯科衛生士委員会は、そこに付与されたすべての権限を有する。

1950

- (a) 実質的な資格、能力、職務に関連して、犯罪の有罪判決が決定した場合、本章で規定された免許保持者に対し、歯科衛生士委員会が免許の失効、一時停止、懲戒処分または保護観察を行う。裁判所の書記官あるいは裁判官が作成した有罪判決の記録またはその謄本により、有罪判決を受けたものとみなす。

- (b) 歯科衛生委員会は有罪判決の記録の謄本の受領時に、本項目に基づく手続を行う。重罪、軽犯罪にかかわらず、免許保持者の実質的な資格、能力、職務に関連して容疑をかけられ、有罪の申し立てまたは有罪判決、不抗争の申し立ては本項目で有罪判決とみなす。
- (c) 以下に該当する場合、歯科衛生委員会は、免許の失効または一時停止、免許発行の拒否、免許保持者の懲戒処分を行う。
 - (1) 上告の期限を過ぎた。
 - (2) 控訴審で有罪判決が下された。
 - (3) 刑法 1203.4 項を含む、刑法のいずれかの条項により、有罪または無罪の申し立ての取り下げ、あるいは告発または起訴の却下による執行猶予が決定。

1950.5

本条項で規定された免許保持者の職業倫理に反する行為とは以下に示すような行為である。

- (a) 不正または不当表示による診療報酬の受領。
- (b) 免許を持たぬ者に対する歯科医療行為の幫助または教唆。
- (c) 免許保持者による違法な歯科医療行為の幫助または教唆。
- (d) 歯科医衛生士の業務において患者に対する性的虐待または性的不祥事。
- (e) 第 1701.5 項に基づき発行された許可証に記載されている名称以外の個人、会社、法人などの虚偽、または架空の名称を用いて広告などに用いること。
- (f) 診療行為、X 線写真、処方箋など、患者に提供するものに対して、何らかの手数料やリポートを受けた場合。
- (g) 虚偽の広告事項。
- (h) 専門性または専門治療の優越性について広告すること。ただし、本項目は第 651 項の副項 (h) で許可された広告を禁止するものではない。
- (i) 法務官の雇用。
- (j) 第 651 項に違反した広告。
- (k) 歯科衛生士の全ての業務を保証する広告、または、無痛歯科予防処置の広告。ただし、本項目は第 651 項の副項 (h) で許可された広告を禁止するものではない。
- (l) 本部 (第 2 部) の規定に違反した場合。
- (m) 第 1656 項の要件を満たしていない者に歯科用 X 線装置の操作を許可した場合。
- (n) 歯科衛生士の業務として明らかに過剰な処方または治療を行った場合。本副項に違反した者は、100 ドル (\$ 100) 以上 600 ドル (\$600) 以下の罰金、あるいは 60 日以上 180 日以下の懲役、またはこれを併科する。
- (o) 訴訟、懲戒処分に至る証拠を提出する患者または免許保持者に対する脅迫や嫌がらせ、本章の規定を遵守しようとする被雇用者を解雇すること。
- (p) カリフォルニア州法に準拠した内容で、他の州または準州で免許の停止または取り消しとなった場合。
- (q) 診療録の改ざん。
- (r) 歯科衛生士の業務を行う上で診療所が不衛生、または危険な状態にある。
- (s) 患者の治療中止を書面で伝えることなく、また患者が安全に別の登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または (業務範囲が拡張された) 登録歯科衛生士の治療を受ける機会を与えられることなく、患者の治療を放棄した場合。
- (t) 懲戒処分となるような患者に対する行為について虚偽の陳述を行った場合。
- (u) 本条項で規定された免許取得に関する詐欺行為。
- (v) 免許発行を不可とする行為。
- (w) 登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または (業務範囲が拡張された) 登録歯科衛生士による怠慢または不適切な歯科医療行為の幫助または教唆。
- (x) 以下に該当する場合は 7 日以内に歯科衛生委員会へ書面で提出すること
 - (1) 処置中の患者が死亡
 - (2) 処置を行った患者の死亡が確認された
 - (3) 計画的な入院を除き、歯科治療または歯科予防処置によって、患者が 24 時間以上病院で治療を受けた。本副項の規定に従い、報告を受けた場合、歯科衛生委員会は必要に応じて歯科衛生士の診療所の立ち入り検査を行う。
- (y) 登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、および (業務範囲が拡張された) 登録歯科衛生士は勤務先の歯科医院で起きた診療中の患者の死亡について歯科審議会へ提出した書類の複写を添付して歯科衛生委員会に報告する。

1951

歯科衛生委員会は保護観察を行うことで、免許保持者を懲戒処分する。以下に保護観察の例を示す。

- (a) 補修を受講し、試験に合格すること。試験は筆記あるいは口頭で行われ、試験は歯科衛生委員会が実施する臨床的な内容であること。
- (b) 歯科衛生委員会が任命する医師の診断を受け、心身ともに正常であること。審査に際し、歯科衛生委員会は事前に、免許保持者が提出する他の医師の診断書を受け、検討しなければならない。
- (c) 免許の範囲、種類を限定する。
- (d) 診療報酬を患者や保険者へ返還させる。
- (e) 診療の質に関わる違反以外の場合、保護観察の期間、地域社会に奉仕する。

1952

本条項で規定された免許保持者の職業倫理に反する行為を示す。

- (a) 内科医師、外科医師、歯科医師、足病医の指示を受けた場合を除き、安全衛生法第 10 部（第 11000 項～）で規定された規制対象の薬物、あるいは第 4022 項で規定された危険な薬物を違法に所持。
- (b) 安全衛生法第 10 部（第 11000 項～）で規定された規制対象の薬物、あるいは第 4022 項で規定された危険な薬物、アルコール飲料、中毒性の物質を用い、自らを害し、あるいは免許により許可された内容を安全に行うことができない状態になること。
- (c) 安全衛生法第 10 部（第 11000 項～）で規定された規制対象の薬物、あるいは第 4022 項で規定された危険な薬物に関して連邦法あるいはカリフォルニア州法に違反し、重罪または複数の軽犯罪に対して有罪判決を受けた場合や、免許により許可された内容に関して、アルコールや薬物の摂取に伴う有罪判決を受けた場合。
- (1) 裁判所の書記官あるいは裁判官が作成した有罪判決の記録またはその謄本は、本項に対する違反の決定的な証拠となる。有罪の申し立てまたは有罪判決、不抗争の申し立ては本項目で有罪判決とみなす。
- (2) 上訴のための時間が経過した場合、控訴審で有罪判決が下された場合、執行猶予の決定、刑法 1203.4 項を含む、刑法のいずれかの条項により、有罪または無罪の申し立てを取り下げられた場合、告発または起訴を却下した場合、歯科衛生委員会は免許の失効または一時停止、免許発行の拒否をすることができる

1953

- (a) 歯科医院で診療に従事する登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士は診療を行った際、診療録に氏名または ID およびイニシャルとその日付を記載する。
- (b) 本項に対する違反が繰り返された場合、職業倫理に反する行為とみなす。

1954

- (a) 本条項で規定された免許保持者が、教育、経験、研修によって得られた能力および免許の範囲を超えて専門的な行為を行った場合、職業倫理に反する行為とする。これは歯科医療機器を通常とは異なる方法で使用した場合も含まれる。
- (b) 本項は、認定歯科衛生士学校および歯科大学が行う調査または米国食品医薬品局（FDA）による医療機器の研究開発には適用されない。

1955

- (a) (1) 患者が診療録または歯科衛生記録の開示を求めて、診療録の開示請求に署名して歯科衛生委員会へ提出した場合で、免許保持者が正当な理由もなく、その請求を拒否するか 15 日以内に応じなかった場合、民事罰あるいは行政罰として、5000 ドル（\$5,000）を上限とし、15 日経過後 1 日あたり 250 ドル（\$250）以下の支払いを命ずる。
- (2) 患者が本項の規定と罰金について記載されている、診療録または歯科衛生記録の開示請求に署名して、歯科衛生委員会へ提出した場合、医療施設は歯科診療録の開示請求に応じなくてはならない。医療施設が正当な理由もなく、請求から 30 日以内に歯科衛生委員会に診療録または歯科衛生記録が提出されない場合、歯科審議会は民事罰または行政罰として 5000 ドル（\$5,000）を上限として 30 日経過後 1 日あたり 250 ドル（\$250）以下の支払いを命ずる。本節は、歯科衛生委員会が医療施設に患者の許可を得るよう要求するためのものではない。歯科衛生委員会は、診療録複写の費用を負担する。
- (b) (1) 歯科衛生委員会への診療録の開示を命じた、召喚状による裁判所の命令に対し、免許保持者が応じない、あるいは拒否した場合、その命令が違法あるいは無効とされない限り、歯科衛生委員会は民事制裁金として提出期限経過後 1 日あたり 1,000 ドル（\$1,000）の支払いを命ずる。裁判所の命令に従わない場合や上告中に歯科衛生委員会が適用する出訴期限は免許保持者に告知されなければならない。
- (2) 歯科衛生委員会への診療録の開示を命じた、召喚状による裁判所の命令に対し、免許保持者が応じない、あるいは拒否した場合、処罰の対象として 5000 ドル（\$5,000）以下の罰金を歯科衛生委員会へ支払うよう命ずる。罰金が次回免許の更新時までに支払われない場合は更新料に罰金を課金する。裁判所の命令に従わない場合や上告中に歯科衛生委員会が適用する出訴期限は免許保持者に告知されなければならない。
- (3) 歯科衛生委員会への診療録の開示を命じた、本項の規定と罰金について記載されている裁判所の召喚状に対し、医療施設が応じない、あるいは拒否した場合、その命令が違法あるいは無効とされない限り、歯科衛生委員会は民事制裁金として 10,000 ドル（\$10,000）を上限として提出期限経過後 1 日あたり 1,000 ドル（\$1,000）以下の支払いを命ずる。裁判所の命令に従わない場合や上告中に歯科衛生委員会が適用する出訴期限は医療施設に告知されなければならない。
- (4) 歯科衛生委員会への診療録の開示を命じた、召喚状による裁判所の命令に対し、医療施設が応じない、あるいは拒否した場合、処罰の対象として 5000 ドル（\$5,000）以下の罰金を歯科衛生委員会へ支払うよう命ずる。裁判所の命令に従わない場合や上告中に歯科衛生委員会が適用する出訴期限は医療施設に告知されなければならない。
- (c) 免許保持者が副項 (b) に対し複数の違反をした場合は 5000 ドル（\$5,000）以下の罰金、あるいは群刑務所における 6 ヶ月以下の懲役、またはこれを併科する。医療施設が副項 (b) に対し複数の違反をした場合は 5000 ドル（\$5,000）以下の罰金およびカリフォルニア州公衆衛生局への報告、免許および許可の停止または取り消し、懲戒処分の対象となる。
- (d) 歯科衛生委員会への診療録の開示を命じた、召喚状による裁判所の命令に応じない、あるいは拒否した場合、職業倫理に反する行為とみなし、免許の停止または取り消しとなる。

- (e) 本項で規定された民事罰および刑事罰は、カリフォルニア州行政法第 2 編第 3 段第 2 部第 5 章 (第 11500～) に従うものとする。
- (f) 本項における「医療施設」とは、安全衛生法第 2 部 (第 1200 項～) に規定された許可を受けた診療所や医療施設を意味する。

1956

本条項で規定された免許保持者に対し、直接あるいは診療所の方針として、一般的な診療基準に照らし合わせて、必要な治療を妨害する故意の診療、あきらかな過剰診療、不適切な治療、治療上の重大な過失、過失の繰り返し、不必要な治療を要求あるいは許可することは職業倫理に反する行為である。

1957

- (a) 免許証が停止または取り消しになっている、あるいは保護観察にある者、懲戒行政審判を回避するための条件として規定に基づく手続きにより、免許証を放棄した者で、懲戒処分決定後、以下の期間を過ぎた場合、その者は復職あるいは懲罰の変更を歯科審議会に申し立てることができる。
- (1) 職業倫理に反する行為による免許証の取り消し、あるいは懲戒行政審判を回避するための条件として規定に基づく手続きにより、免許証を放棄してから 3 年以上経過。
- (2) 3 年以上の保護観察に対する条件の変更、または早期終了による 2 年以上の保護観察が経過。
- (3) 心身の疾患による免許取り消し、あるいは 3 年以下の保護観察に対する条件の変更、または早期終了により、1 年以上の免許取り消しあるいは保護観察が経過。
- (b) 申し立てにおいては歯科衛生委員会の要求に対し、事実を述べなくてはならない。
- (c) 申し立てはカリフォルニア州法第 11371 項に基づき、歯科衛生委員会または行政法判事が受けるものとする。
- (d) 復職あるいは懲罰の変更の際し、歯科衛生委員会または行政法判事は以下について検討する
 - (1) 懲戒処分後の申立人の素行
 - (2) 申立人が懲戒処分対象となった犯罪
 - (3) 申立人の免許証、許可証に手数料の滞納がなかったこと
 - (4) 申立人の社会復帰の努力、リハビリの努力、評判、専門能力。
- (e) 歯科衛生委員会または行政法判事はカリフォルニア州法第 11371 項に基づき、必要に応じて公聴会を開く。
- (f) 歯科衛生委員会または行政法判事は免許証、許可証の再交付、あるいは懲罰の変更の際し、申立人に対し必要な条件を課すことができる。
- (g) 申立人が刑罰により死刑を宣告されている場合および法廷により執行猶予または仮釈放されている場合は本項における申し立てを認めない。
- (h) 保留中の告発、または執行猶予を取り消す申し立てがなされている間は申し立てを認めない。
- (i) 本項に基づく公聴会の決定から、2 年以内であれば、歯科審議会は公聴会や検討会を開催することなく申し立てを却下することができる。本項の内容は第 822 項および第 823 項を変更するものではない。

1958

個人、企業、あるいは団体が以下に示す軽犯罪の有罪判決を受けた場合、100 ドル (\$100) 以上、1,500 ドル (\$1,500) 以下の罰金あるいは郡刑務所で 10 日以上、1 年以下の懲役、またはこれを併科する。

- (a) 免許により、その称号を得ていないのに、「登録歯科衛生士」「代替診療登録歯科衛生士」、「(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士」、「R.D.H.」、「R.D.H.A.P.」、「R.D.H.E.F.」を使用した場合。
- (b) 歯科衛生の学位や歯科衛生士免許を保持していると偽った場合。
- (c) 見える場所に免許を掲示せず診療を行った場合。
- (d) 歯科衛生士の業務を行う者全員の免許と業務についての宣誓陳述書が提出された後、60 日以内に歯科衛生委員会の執行役員が行う請求を受けて、個人、企業、あるいは団体が 10 日以内に診療所で歯科衛生士の業務を行う者全員の氏名と住所を提出しなかった場合。ただし、この宣誓陳述書は本項目における起訴に利用してはならない。
- (e) 歯科衛生士の業務を行う者がアルコールまたは規制薬物の依存症になり、安全に歯科診療を行うことができない場合。

1959

本条項で規定する登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、あるいは(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士の有効な免許証を保持している者はその名称に「R.D.H.」、「R.D.H.A.P.」、「R.D.H.E.F.」を付加することができる。

1960

以下の内容を個人が初めて違反した場合、軽犯罪の有罪判決となり、200 ドル (\$200) 以上、3,000 ドル (\$3,000) 以下の罰金、あるいは郡刑務所で 6 ヶ月以下の懲役、またはこれを併科する。2 回目以後の違反は重罪の有罪判決となり、2,000 ドル (\$2,000) 以上、6,000 ドル (\$6,000) 以下の罰金、あるいは刑法第 1170 項副項 (h) に基づく禁固刑、またはこれを併科する。

- (a) 法で規定された登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、(業務範囲が拡張された)登録歯科衛生士の免許申請に必要な学位、免許証あるいは成績証明書を販売、または販売を申し出た場合。

- (b) 歯科衛生士の業務を行う際の法的証拠となりうる虚偽の卒業証書、免許証あるいは成績証明書を購入あるいは調達した場合
- (c) 詐欺目的で卒業証書、証明書、あるいは成績証明書を偽造、改変し、または偽造、改変しようとした場合。
- (d) 登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許を得るために偽造、改変、不正に発行された卒業証書、証明書あるいは成績証明書を使用した、あるいは使用を試みた場合。
- (e) 本条項に基づき受験申請、免許の発行に際し、宣誓供述書で、故意に虚偽の陳述を行った場合。
- (f) 失効あるいは取り消しとなった免許証で本章に規定された歯科衛生士の業務を行った場合。
- (g) 第 1962 項に基づき許可された名称以外で、個人、会社、法人などが偽名または架空の名称を用いて免許の申請、歯科衛生士の業務、広告を行った場合。

1961

身体を危険にさらし、心身に深刻な疾病を引き起こす、あるいは死の危険を伴うような状況下で、本条項の規定による有効な免許を持たずに診療を行う、あるいは行おうとし、また広告した場合は有罪となり、郡刑務所で 1 年以下の懲役に処する。本項目で示す救済は、他の法律が規定する救済を妨げない。

1962

- (a) 3 名以上の登録歯科衛生士、代替診療登録歯科衛生士、（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士が診療を行う法人、団体などは本項の規定に基づき歯科衛生委員会が発行する有効な許可証の名称で診療を行わなければ第 1960 項違反となる。
- (b) 代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士が個人で診療を行う場合、本項の規定に基づき歯科衛生委員会が発行する有効な許可証の名称で診療を行わなければ第 1960 項違反となる。
以下の要件をすべて満たす場合、歯科衛生委員会は許可証を発行し、使用可能な名称を許可する。
 - (1) 申請者が代替診療登録歯科衛生士、または（業務範囲が拡張された）登録歯科衛生士の免許を保持している。
 - (2) 申請者が所有または賃借し、診療を行う場所が第 1926 項に準拠しており、申請者によって管理されている。
 - (3) 申請する名称に以下の名称が含まれる。「dental hygiene group」、「dental hygiene practice」、または「dental hygiene office」、および、過去から現在に至る一つ以上の名字、または仕事の同僚、パートナー、株主などの名字が含まれ、なおかつ第 651 項、第 1950.5 項副項 (i) および (1) に準拠している。
 - (4) 申請書に記入された場所で診療する者全員が有効な免許証を保持し、職業倫理に反する行為による処罰がないこと。
- (c) 本項の規定に基づき歯科衛生委員会が発行する許可証は本章で規定された方法で更新されない限り、失効する。
- (d) 本項の規定に基づき歯科衛生委員会が発行する許可証は、歯科衛生委員会が許可の要件が満たされていないと判断した時点で失効する。失効手続きは行政手続法に準拠して行われる。
- (e) 本項の規定に基づく許可証の保持者または団体が職業倫理に反する行為をした場合、職業倫理に反する行為による罪が確定し、免許の停止または取り消し処分が決定してから失効手続きが開始される。

1963

歯科衛生委員会は裁判所で起きた本条項の違反に対する告訴を記録し、歯科衛生委員会の役員、弁護士、代理人は裁判で法律や事実を提示する。カリフォルニア州各郡の地方検事は、違反が発生した場合、本条項に対する違反を起訴しなければならない。

1964

本章で規定されたその他の手続に加えて、郡の高等裁判所は、歯科衛生委員会の告訴により、本条項で規定されている歯科衛生士の業務を無免許で行った者の拘束を命令する。

1965

本条項に違反する行為を行う、あるいは行おうとしている場合、本条項に基づき発行された歯科衛生士免許保持者 10 人以上の請求があれば、郡の高等裁判所はそのような行為に対し、差し止め命令またはその他必要な命令をする。本項に基づく手続きは、民事訴訟法の第 7 編第 2 部第 3 章（第 525 項～）に準拠する。

1966

- (a) 州議会は、アルコールや危険な薬物の乱用により、苦しんでいる免許保持者を治療し、歯科衛生士業務に復帰させるために、公衆衛生と安全を守る方法で、その能力を損なった免許保持者を社会復帰させる方法を歯科衛生委員会に模索するよう求める。
州議会は、懲戒処分に対する自発的な代替方法としての矯正プログラムを確立し、歯科衛生委員会にこの法律を実施するよう求める
- (b) 歯科衛生委員会は矯正プログラム評価委員会を設置する。歯科衛生委員会は矯正評価委員会の委員選定基準を定めなければならない。評価委員会の委員は、第 103 項に定める日当と経費を受領する。

1966.1

- (a) 歯科衛生委員会は矯正プログラムへの受け入れ、拒否、あるいは終了の基準を設定しなければならない。免許保持者の懲戒執行猶予の条件として、歯科衛生委員会が命令しない限り、矯正評価委員会の監視下での矯正プログラムへの参加は、矯正治療を希望した者だけが参加対象となる。

- (b) 免許保持者で現在捜査対象ではない者は、副項 (f) に定める場合を除き、自ら申し出て、極秘で矯正プログラムへ参加する。
- (c) 現在、歯科歯科衛生委員会の捜査対象となっている免許保持者が矯正プログラムへの参加を希望した場合、歯科衛生委員会に直接交渉する。歯科衛生委員会は、矯正評価委員会に矯正プログラム参加希望者の適性評価をさせる。
免許保持者が矯正プログラムに参加する前に、歯科衛生委員会は本条項の違反またはその他の違反が捜査中であり、対象者が懲戒処分の対象として調査されていることを理解するよう努める。
- (d) 免許取得者の捜査の理由が、第 1952 項に規定された規制対象の薬物や危険な薬物、アルコールの使用、不法所持、処方、または自分で使用するために、一般大衆を害することなく、規制対象の薬物や危険な薬物を非暴力的に調達した場合で、捜査対象者が歯科衛生委員会の開催する矯正プログラムに参加し、無事に修了した場合は、歯科衛生委員会は捜査を終了しなければならない。
免許保持者が辞退、または矯正評価委員会がプログラムを終了させた場合、捜査は再開され、正当な理由があれば歯科衛生委員会の決定により、懲戒処分が課される。
- (e) 矯正プログラムの承諾および参加をしない場合は、矯正プログラムの前、中、後に関わらず、職業倫理に反する行為として捜査を継続し、懲戒処分とする
- (f) 参加者が辞退、周囲に危害を加えるものと矯正評価委員会が判断し、矯正プログラムを終了さとの同意書をとらなければならない。
- (g) 免許保持者が矯正プログラムに従わないために、矯正プログラムが終了させられた場合は歯科衛生委員会により懲戒処分となる。歯科衛生委員会による捜査対象で、矯正評価委員会により矯正プログラムを終了させられた免許保持者は、矯正評価委員会により歯科衛生委員会へ報告される。

1966.2

各矯正評価委員会は、次に掲げる義務と責任を負う。

- (a) 歯科衛生委員会が定めるガイドラインに基づき、矯正プログラムに参加を希望する免許保持者の評価および勧告を行う。評価委員会は免許保持者の矯正プログラムへの参加に対するコンサルタントとして歯科衛生委員会に勧告を行う。
- (b) 矯正プログラムが行われる治療施設を検討する。
- (c) 矯正プログラム参加者の情報を収集、検討する。
- (d) 矯正プログラム参加者が、安全に歯科衛生士の業務を再開できるかを検討する。
- (e) その他、規定により歯科衛生委員会が必要とする業務を行う。

1966.3

集会に関する州法第 2 の 3 節第 1 部第 1 章第 9 条 (第 11120 項～) の規定にかかわらず、評価委員会は矯正プログラム参加者に関する報告をまとめるための非公開の会議を開く。

1966.4

評価委員会が設定した矯正プログラムに参加する免許保持者は、プログラムへの協力に応じ、歯科衛生委員会が費用を免除しない限り、費用の負担に同意しなければならない。免許保持者が矯正プログラムに従わない場合、矯正プログラムを終了させられる。

1966.5

- (a) 矯正評価委員会は免許保持者が社会復帰を果たし、矯正プログラムを修了したと判断した場合、矯正評価委員会はその免許保持者の矯正プログラム参加に関わる記録をすべて破棄し、抹消しなければならない。
- (b) 第 1696.1 項の副項 (f) により認可されている場合を除き、歯科衛生委員会または矯正評価委員会が保有する、矯正プログラムに参加した免許保持者に関わるすべての記録は機密が保持され、調査や召喚状の対象とはならない。

1966.6

本条項に基づき歯科衛生委員会または評価委員会あてに提出された矯正プログラム参加者に関する報告書の内容について名誉棄損の訴訟があった場合、歯科衛生委員会はいかなる表現の報告書も提供するものとする。

第 9.5 条 カリフォルニア州歯科団体ローン返済プログラム

1970-1976

1970

カリフォルニア州歯科審議会に歯科団体ローン返済プログラム 2002 を設置し、2003 年 1 月 1 日より開始する。名称はカリフォルニア州歯科団体ローン返済プログラム 2002 とする。

1970.5

本条項ではカリフォルニア州歯科審議会が、州保健計画開発局、歯科医師会、少数民族の代表、歯科大学、少数民族代表の健康擁護団体、プライマリケアクリニック、公立病院、保健制度、州行政機関、医療の行き届いていない地域住民を対象とした連邦政府資金によるプログラムについて、医療問題の専門家などと検討し、カリフォルニア州歯科団体ローン返済プログラム 2002 を策定し、実施しなければならないものとする。

1971

本条項では、以下の用語を次のように定義する。

- (a) 「歯科審議会」はカリフォルニア州歯科審議会を意味する。
- (b) 「開発局」は州保健計画開発局を意味する。
- (c) 「プログラム」はカリフォルニア州歯科団体ローン返済プログラムを意味する。
- (d) 「歯科医療の行き届かない地域」は連邦規則法第 42 編第 1 部附則 B から第 5 部第 1 章までの規定に基づき歯科医療従事者が不足していると指定された地域、あるいは、安全衛生法第 128224 項の規定に基づくカリフォルニア州医療従事者政策委員会の決定により、歯科医師の需要が満たされていない地域を意味する。
- (e) 「歯科医療が行き届いていない者」は歯科保険に加入していない、Denti-Cal や健康家族プログラムの対象者であり、連邦規則法第 42 編第 1 部附則 B から第 5 部第 1 章までの規定に基づき歯科医療従事者が不足している地域の住民であることを意味する。
- (f) 「診療環境」は次のいずれかを意味する
 - (1) 安全衛生法第 1204 項副項 (a) または安全衛生法第 1206 項副項 (c) の規定に基づく地域診療所、公立病院または保健制度により所有または運営される診療所、または福祉施設法の第 17000 項における郡政府との契約を交わした病院が所有、運営する診療所で、歯科医療の行き届かない地域に位置し、患者の半数以上を歯科医療が行き届いていない者が占めている場合。
 - (2) 第 1800 項に規定された歯科診療所または歯科医療法人で歯科医療の行き届かない地域に位置し、患者の半数以上を歯科医療が行き届いていない者が占めている場合。
- (g) 「Medi-Cal 閾値言語」は 英語が堪能でない者 (LEP) が使用する主要言語を意味し、1 つの郡で LEP が 3000 人を超えた場合、同一の郵便番号の区域で LEP が 1000 人を超えた場合、または隣り合う郵便番号の区域で LEP が 1500 を超えた場合、LEP は Medi-Cal 受給者となる。
- (h) 「基金」はカリフォルニア州歯科基金を意味する。
- (i) 「口座」はカリフォルニア州歯科基金の歯科医療従事者不足対策口座を意味する。

1972

- (a) プログラムの申請者は、第 1626 項の規定に基づき歯科審議会が発行した有効なカリフォルニア州歯科医師免許を保持してはならない。
- (b) 第 1970.5 項の規定に基づき、歯科審議会は申請者の選抜と配置に関するガイドラインを作成してはならない。
 - (1) ガイドラインは、文化や言語の面で歯科医療の不足している地域の需要を満たすために、以下の項目を 1 つ以上満たす者を優先的に選抜できるように作成する。
 - (A) Medi-Cal 閾値言語を話す。
 - (B) 経済的に不利な状況の者。
 - (C) 文化的または言語的なサービスについて十分に訓練されている。
 - (D) 歯科医療の不足している地域における 3 年以上の勤務経験。
 - (E) 歯科医師免許を取得して間もない。
 - (2) ガイドラインは、診療環境による歯科医療の需要について定義してはならない。診療環境は、以下の基準を満たさなくてはならない。
 - (A) 診療環境は歯科医療の不足している地域に設定しなければならない。
 - (B) 診療環境は、患者の半数以上を歯科医療が行き届いていない者が占めていないなくてはならない。
 - (3) ガイドラインは、最も需要の高い地域に、最も優秀な志望者を配置するようにしてはならない。
 - (4) ガイドラインは、地理的な要因を記載してはならない。
 - (C) プログラムの申請者は適格な診療環境に勤務、あるいは署名済みの契約書を持っていないてはならない。プログラムの参加者は常勤でなければならない。常勤とは歯科審議会の定義によるもので、場合によっては免除される。
 - (d) プログラムの参加者は、歯科医療の不足している地域で 3 年以上の勤務経験が必要である。歯科審議会は第 1970.5 項の規定に基づき、不在にできる期限と復職の手続きを定めなければならない。ローンの返済は歯科医師が常勤に戻るまで延期される。
 - (e) 歯科審議会は第 1970.5 項の規定に基づき、歯科医師が 3 年間の勤務義務を果たせなかった場合の手続きを策定してはならない。
 - (f) 歯科審議会は第 1970.5 項の規定に基づき、潜在的な応募資格者を集めるための手順を策定してはならない。
 - (g) その他、歯科審議会は、規定された診療環境における適切な歯科医療を提供するために、応募資格、配置方法、終了方法を検討する

1973

- (a) カリフォルニア州歯科基金に歯科医療従事者不足対策口座を開設する。
- (b) カリフォルニア州歯科基金より本プログラムに対し、300 万ドル (\$ 3,000,000) の支出が承認されている。この予算の用途を、次に示す。

- (1) 2003年7月1日100万ドル(\$1,000,000)がカリフォルニア州歯科基金より歯科医療従事者不足対策口座に振り込まれる。そのうち、65,000ドル(\$65,000)は2003-2004年度における本プログラムの必要経費としてカリフォルニア州歯科審議会が使用する。
- (2) 2004年7月1日100万ドル(\$1,000,000)がカリフォルニア州歯科基金より歯科医療従事者不足対策口座に振り込まれる。そのうち、65,000ドル(\$65,000)は2004-2005年度における本プログラムの必要経費としてカリフォルニア州歯科審議会が使用する。
- (3) 2005年7月1日100万ドル(\$1,000,000)がカリフォルニア州歯科基金より歯科医療従事者不足対策口座に振り込まれる。そのうち、65,000ドル(\$65,000)は2005-2006年度における本プログラムの必要経費としてカリフォルニア州歯科審議会が使用する。
- (C) 歯科医療従事者不足対策口座に振り込まれた資金は、歯科医師との合意により、歯科審議会がローン返済に充てられる。
 - (1) ローン返済に充てられる資金は、財団や民間の資金からの申し出による場合がある。
 - (2) ローン返済額は歯科医師一人あたり105,000ドル(\$105,000)までとする。
 - (3) ローン返済額は申請者が負担する教育ローンの額を超えてはならない。
 - (d) カリフォルニア州行政法第11005項にかかわらず、歯科審議会は、財団や民間の資金からの申し出による資金を歯科医療従事者不足対策口座に入れることができる。歯科審議会は本プログラムのために歯科医療従事者不足対策口座へ非課税財団の資金を入れることもできる。
 - (e) 副項(b)または副項(d)に基づき受領した歯科医療従事者不足対策口座の資金は、歯科医師と歯科審議会との合意に基づき借入金の返済に充当される。
 - (f) 2010年7月1日以降、歯科審議会は、カリフォルニア州歯科団体ローン返済プログラム2002を延長し、口座内の残高がなくなるまで残金を分配する。本プログラムのために歯科審議会が策定した条例が適用される。

1975

本条項で定めるローン返済の条件は以下の通りである。

- (a) 歯科医師として本プログラムに参加し、歯科医療の不足している地域で1年勤務した者に対し、歯科審議会は25,000ドル(\$25,000)までローンの返済を行う。
- (b) 歯科医師として本プログラムに参加し、歯科医療の不足している地域で連続して2年間勤務した者に対し、歯科審議会は35,000ドル(\$35,000)、2年間の合計にして60,000ドル(\$60,000)までローンの返済を行う。
- (c) 歯科医師として本プログラムに参加し、歯科医療の不足している地域で連続して2年間勤務した者に対し、歯科審議会は45,000ドル(\$45,000)、3年間の合計にして105,000ドル(\$105,000)までローンの返済を行う。

1976

- (a) 本プログラムに参加を希望する歯科医師の申請書は2003年1月1日に提出する。
- (b) 歯科審議会は、本プログラムが歯科医療の不足している地域でどのように有効かを評価し、本プログラムを継続または拡大していくための提言をまとめ報告書とし、2004年10月1日までに州議会へ提出する。報告書には、以下の内容を含めなければならない。
 - (1) プログラム参加者の人数
 - (2) 診療所の位置
 - (3) 本プログラムの支出合計
 - (4) 診療環境とプログラム参加者の年間業績評価
 - (c) 歯科審議会は本プログラムを実施するにあたり、緊急に条例を制定することができる。

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

フランスの歯学教育について

研究分担者 森尾郁子東京医科歯科大学大学院歯学教育開発学分野 教授

研究要旨

本事業の目的は、国際的な視点から我が国の歯科保健医療施策を客観的に評価し、歯科疾患を取り巻く社会環境の変遷、歯科保健の現状等を分析し、歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に向けた具体的な提示を行うことである。各国の歯科保健の状況は、実際に歯科保健医療を担う人材育成とも密接に関わっている。

欧州の歯学教育は英国における歯学教育が一つのモデルとなっており、日本の歯学教育者が頻繁に英国を訪問するので情報が豊富であるが、フランスに関しては情報が少ない状況にある。本研究ではフランスの歯学教育について、その概要と最近の取組、またフランスからみた欧州連合内の歯科医師の移動について、情報収集と検討を行った。

研究方法は、インターネットにより関連機関ホームページから情報収集を行い、詳細についてはフランスの歯科大学教員、歯科医師にメールで問い合わせた。

日本と比較した結果、類似点としては、医療保険制度が充実している点、歯科医師以外の歯科医療職の起用が限定的である点がみられ、相違点としては、歯科医師需給、生涯研修制度、歯学教育における様々な実習機会の提供などが認められた。特に日本の歯学教育ではあまり見られない歯科以外の診療科における病院実習は、患者中心の全人的歯科医療を提供できる歯科医師育成のために有効であると思われ、さらにその詳細と実際について調査が必要であると考えられた。

A. 研究目的

本事業の目的は、国際的な視点から我が国の歯科保健医療施策を客観的に評価し、歯科疾患を取り巻く社会環境の変遷、歯科保健の現状等を分析し、歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に向けた具体的な提示を行うことである。各国の歯科保健の状況は、実際に歯科保健医療を担う人材育成とも密接に関わっている。

欧州の歯学教育は英国における歯学教育が一つのモデルとなっており、歯学教育・歯科医療全般を統括する General Dental Council (GDC) は、アジアにおける歯科評議会 dental council のモデルとなっている。欧州連合内での歯科医師免許の相互認証の原則により、外国人歯科医師の流入が最も予測されるのは英国であり、それゆえに欧州全体の歯学教育の質保証に最も関心を持っているのも英国であると

言える。

一方、フランスに関しては独自の高等教育制度や歯科医師養成課程を持っているが、欧州高等教育圏としての取組や、欧州歯科医学教育学会を中心とした欧州全体の歯学教育の質保証についても次第に関心を示しつつあり、ゆっく

りではあるが変化の兆しが見え始めている。本研究では英国に比べて情報の少ないフランスの歯学教育について、その概要と最近の取組、またフランスからみた欧州連合内の歯科医師の移動について、情報収集と検討を行った。

B. 研究方法

【インターネットによる情報収集と分析】

- Council of European Dentists (<http://www.eudental.eu/index.php?ID=35918>)
EU Manual of Dental Practice: version 4.1 (2009)
- Ordre National des Chirurgiens-Dentistes (<http://www.ordre-chirurgiens-dentistes.fr/>)
歯科医師に関する統括組織
- 16 歯科大学のホームページ
- Le Portail Etudiant du Ministère de l'Enseignement supérieur et de la Recherche (<http://www.etudiant.gouv.fr/cid21880/e.o.html>) 高等教育研究省の学生向けサイト
- L'assurance Maladie en Ligne (<http://www.ameli.fr/professionnels-de-sante/chirurgiens-dentistes/index.php>)
社会保障（医療保険）のサイト

【メール等による照会先】

- M. Edouard GONNET 歯科医師
- Mme Valerie LEROI, Professor, University of Auvergne Clermont-Ferrand I

C. 研究結果

1. フランスの歯科医療・歯学教育の概要(2008年)

総人口：63,753,140 人
国民 1 人当たりの GDP (2007 年)：27,312 ユーロ
通貨：ユーロ (€)、言語：フランス語
登録歯科医師数：44,537 人
就業歯科医師数：40,968 人
就業歯科医師 1 人に対する人口：1,556 人
女性歯科医師率：37%
専門医（歯科矯正学のみ）：1,937 人
歯科技工士：19,500 人
歯科助手：15,000 人
海外で歯科医師免許を取得したフランス人歯科医師：660 人

フランス国内で働く外国人歯科医師：1,056 人
欧州連合 EU から：541 人
欧州経済領域 EEA から：2 人
フランスとの二国間協定による：348 人
その他（保健省から許可された場合）：165 人
歯科大学数：16 校（すべて国立）
歯科大学入学者定員：1,047 人

基本的にフランスは社会保障に厚い、国民皆保険の国であり、年度毎に決定される社会保障予算の医療費の中から、歯科医療に関わる部分

が決定される。総合病院での医療費は社会保障費から直接支払われ、開業医などプライマリケアを担当する医療機関での医療費は、患者がまず各医療機関に支払い、その後、全額あるいは一部が患者に払い戻される。歯科医師のほとんど(99%)は国民健康保険が適用される治療を行っている。ある年齢の未成年に対する歯科検診や予防処置には100%保険が適用されている。また、約9割の国民は国の保険以外に民間保険会社等の歯科保険にも加入している。国民の3人に2人は少なくとも年1回歯科医院を受診するという。

12歳児のDMFTは1.20(2006年、WHO)、12歳児でDMFTゼロの者の割合は56%(2006年、OECD)、65歳の無歯顎者の割合は38%(2006年、OECD)である。

歯科大学はすべて国立で16校ある。1年間の医療系共通課程の後に、歯科の課程に進学するが、進学者数は保健省と教育省との協議で毎年決められている。学位(Diplôme d'état de docteur en chirurgie dentaire=Doctor in Dental Surgery)と歯科医籍登録のために、卒業論文を書くことが必要とされている。免許取得のための国家試験はなく、卒後研修は必修ではない。歯科医籍登録をOrdre National des Chirurgiens-Dentistesで行い、毎年登録更新費を支払う必要がある。2004年の医療法改正に伴い、歯科医師についても生涯研修が義務化されている。生涯研修の内容については、歯科医籍登録機関、歯科医師組合、歯科大学などが協議して決めており、5年間に800単位(年間最低150単位)を取得することが歯科医籍更新の要件となっている。

歯科専門医としては、歯科矯正学がある。フランスでは口腔内に手を触れられるのは歯科医師のみで、歯科医師以外の歯科医療関連職種としては、歯科技工士、歯科助手があるが、どちらも登録は必要ではなく、それぞれ3年、2年の研修により就業することができる。

2. フランスの歯科医籍登録機関

Ordre National des Chirurgiens-Dentistes (ONCD)

フランスにおける歯科医療関連職種で登録が必要なのは、歯科医師 chirurgien-dentistesのみである。ONCDは1945年9月24日付の政令により設置された組織で、フランス国内で歯科医師として働く者はすべて登録されている必要がある。ONCDの組織構成は、全国評議会 le Conseil national、地域あるいは地域間評議会 les conseils régionaux et interrégionaux、県評議会 les conseils départementaux からなっている。全国評議会は地域・県評議会を統括し、保健大臣に職業倫理規定に関する提案をするなどの任務を負っている。全国評議会は県評議会から選出された19名の歯科医師と2名の政府選出の委員からなる。地域・地域間評議会は事務的な職務と地域・地域間のレベルで実施する歯科医療に関するプロジェクトや提案について、調査・研究、審議を行っている。

県評議会は以下15の役割を担っている。

1. 公衆衛生法 L.4121-2 に関する業務を行う。
2. 歯科医籍登録の可否を決め、歯科医籍名簿の管理を行う。
3. 歯科医師職を代表し、司法の場で、その集団的な利益を代表する。
4. 個々の委員の政治的、宗教的な意見に左右されない。
5. 全国評議会の下、他の県評議会と連携する。
6. 歯科医院開業許可に関わる業務を行う。
7. 歯科矯正医 ODF 資格に関わる決定を行う。
8. 歯科医院に関する印刷物、標示、電話帳への記載等の管理を行う。
9. 契約書類に関する審査を実施する。
10. 歯科大学の学生実習に関することを担当する。
11. 歯科医師の懲罰について、決定権は有しな

いが、裁判権を有する。

12. 全国評議会の決定を実行する。
13. 歯科医師と患者あるいは歯科医師同士の係争の際、調停をすることができる。
14. 3年毎に委員を選出する。
15. 公衆衛生法で禁じられている、医療職として受けてはいけない利益享受がなかったかどうかを調べる (L.4113-6)。

ONCD は以上のような業務に加え、歯科医師に対しては、情報提供や歯科医院の広告掲載などのサービスを、一般大衆に対するサービスとしては、近隣の歯科医師に関する情報提供に加えて、歯科医師を相手に訴訟を起こす場合の相談にも応じるなど、歯科医療全般についての情報提供を行っている。

3. フランスの歯科大学における卒前歯学教育改革と歯学教育カリキュラムの特徴

フランスの卒前歯学教育課程はやや特殊な名称があり、本報告書では以下のように表記する。

第1サイクルの1年目 (PACES) → 第1学年 ※ 医師、歯科医師、薬剤師、助産師志望の学生が一緒に学習し、その後、競争的試験の結果、それぞれの課程へと進学する。

第1サイクルの2年目 (P2) → 第2学年 ※ 歯科学生として学ぶ最初の学年

第2サイクルの1年目 (D1) → 第3学年

第2サイクルの2年目 (D2) → 第4学年

第2サイクルの3年目 (D3) → 第5学年

第3サイクルの1年目 (T1) → 第6学年 ※ 3年のコースを選択すると卒業までさらに2年必要。

フランスの歯科医師国家資格につながる歯学教育課程に関する1994年9月27日の条令が、現在の歯学教育の基本的部分を決定している。その最も重要なポイントは患者中心の歯科医

療を目指すという観点であり、教育課程はモジュール制とし、講義、基礎実習、臨床実習を効率よく組み合わせることで、学生が統合的に知識・技能を獲得できるようにするものである。歯学教育改革案は1995年2月から6月の間に歯科大学で議論され、承認されている。新たな制度下での教育は1995～1996年度に開始され、第2学年から導入されて、その後は学年進行に従って順次適用された。新たに加わったコースとしては、以下のようなものがある。

- 1) 看護体験実習 (第2、3、4、5学年、選択コースを含む) 1995～1996年度から
- 2) 英語学習コース (必修、第2、3学年) 1996～1997年度から
- 3) 病院実習 (第4、5、6学年、歯科以外の診療科) 1997～1998年度から

学生の成績評価については成績評価方針 (Modalités de contrôle des connaissances) に基づいて行われるが、各大学で毎年見直しが行われる。

1994年の歯学教育改革以降のカリキュラムでは、患者中心の歯科医療を実践できる歯科医師の育成を目指し、歯科学生に対して様々な実習の機会を与えるとともに、卒業教育コースの充実も図られた。

- 1) 歯科開業医早期体験実習 (第2学年)

Stage de Sensibilisation à l'Exercice Professionnel en Cabinet -P2-

ほとんどの卒業生が歯科医師として働く開業歯科医院での環境を体験するために、丸2週間、歯科医院で実習するもので、選択コースであるがほとんどすべての学生が履修する。

- 2) 歯科開業医実習 (第6学年)

Stage Actif d'Initiation à la Vie Professionnelle chez le Praticien -T1-

開業歯科医院での実習を通して、卒業後にす

ぐに歯科医師として働く上で必要とされる具体的な経験を得る。

3) 看護体験実習 Stage d'Initiation aux Soins Infirmiers

総合病院での看護師、医師、口腔外科医などの多職種連携チームの中で学ぶ機会を提供するものであり、感染予防・衛生、患者対応、多職種連携チーム、感染予防、看護処置等を学ぶ。

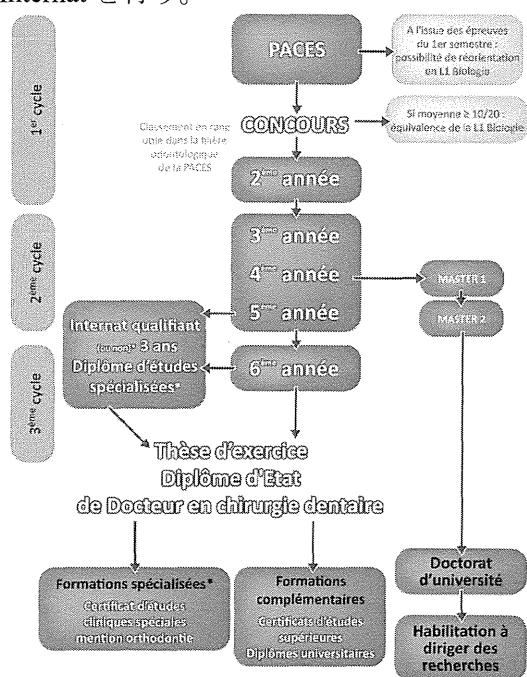
4) 病院実習 Stages Hospitaliers

1ヶ月間、歯科病院以外で、歯科以外の専門の診療科で実習を行うものである。

5) 歯科病院実習（歯科臨床実習） Stages Cliniques

実際に患者に歯科治療を行う実習

フランスの歯学教育は一般的には最初の医療系共通課程を含めて6年間であるが、最後の1年間の代わりに、競争的試験を受けて合格したごく少数の学生が、3年間（6セメスター制）の研修医臨床実習 Stages Cliniques durant l'Internat を行う。



歯学教育課程の模式図（オーベルニュ大学）

D. 考察

フランスの歯科医療は、国家の社会保障制度に深く関わり、国民皆保険という点では日本と共通である。歯科医療関連職種をみると歯科衛生士が存在しないなど、歯科医師がすべてのことを行うことが原則である点は、英国のように歯科医師以外に様々な歯科医療関連職種を置き、歯科医師の仕事の一部を他の職種に任せる傾向の強い国とは対照的である。

登録を必要とする歯科医療関連職種は歯科医師のみであり、歯科医籍管理を行う ONCD は、国からは独立した機関で、患者保護の観点から歯科医師との訴訟に関する相談、歯学教育への助言など、英国の General Dental Council (GDC) と似たような役割を担っている。フランスの場合、歯科大学はすべて国立であり、入学定員数は保健省、教育省で協議の上で決定されており (*numerus clausus*)、歯科医師需給については日本と違って管理が容易である。免許取得のための国家試験はなく、卒後臨床研修は義務化されていないが、生涯研修はすでに義務化されており、日本とは逆の状況となっている。

欧州連合 EU あるいは欧州経済領域 EEA 加盟国（アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）とは歯科医師免許の相互認証が原則となっているが、そうした国からフランスに移住して歯科医師として働くためには、ONCD への登録が必要であり、その要件として出身国での歯科大学卒業、歯科医師免許取得の証明に加えて、フランス語の試験成績の提示が求められている。フランスへの歯科医師移動が、英国に比べて少ないことの一つの理由であると考えられた (EU/EEA からのフランスへの歯科医師移動が 543 人なのに対して、英国へは 4,865 人)。

フランスの医療人育成の特徴の一つは、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療関係職の国家資格に至る課程への入学希望者が、1年間一緒に学んだ後に、試験の成績に応じて、2年生